

令和7年3月

美里町教育委員会定例会議事録

令和7年3月教育委員会定例会議

日 時 令和7年3月27日（木曜日）

午後2時15分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階202会議室

出席者 教育委員（5名）

1番 教育長職務代理者 留守 広行

2番 委 員 岡 文

3番 委 員 大 森 真智子

4番 委 員 佐々木 忠夫

欠席者 1名

教 育 長 大 友 義 孝

説明員 教育委員会事務局

事務局長兼

教育総務課学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長兼郷土資料館長

兼南郷学校給食センター長 齋 藤 寿

教育総務課学校教育支援室長 大久保 賢二

教育総務課学校教育環境整備係長 鎌 田 拓也

教育総務課学校教育支援係長 森 陽 祐

教育総務課主幹 高 橋 貴子

教育総務課社会教育係長 阿 部 毅

教育総務課学校教育支援専門員 伊 藤 淳

子ども家庭課長 齋 藤 眞

子ども家庭課子育て支援係長 伊 藤 智昭

傍聴者 1名

議事日程

- ・ 令和7年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和7年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 6 6 号 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画について

第 4 報告第 6 7 号 令和 6 年度美里町議会 3 月会議について

第 5 報告第 6 8 号 学力向上事業について

第 6 報告第 6 9 号 いじめ・不登校対策事業について

第 7 報告第 7 0 号 区域外就学について

第 8 報告第 7 1 号 指定校変更について

・ 協議事項

第 9 特別な支援を必要とする児童生徒の就学先について

第 1 0 職員の人事について

・ 審議事項

第 1 1 議案第 1 3 号 美里町学校運営協議会規則について

第 1 2 議案第 1 4 号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則について

第 1 3 議案第 1 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

第 1 4 議案第 1 6 号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

第 1 5 議案第 1 7 号 美里町立中学校の部活動の方針の改正について

第 1 6 議案第 1 8 号 美里中学校学校運営協議会委員委嘱（案）について

第 1 7 議案第 1 9 号 学校医の委嘱について

第 1 8 議案第 2 0 号 学校歯科医の委嘱について

第 1 9 議案第 2 1 号 学校薬剤師の委嘱について

・ その他

行事予定等について

令和 7 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和7年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和7年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第66号 第3期美里町子ども・子育て支援事業計画について

第 4 報告第67号 令和6年度美里町議会3月会議について

第 5 報告第68号 学力向上事業について

【以下、日程第 10まで秘密会扱い】

第 6 報告第69号 いじめ・不登校対策事業について

第 7 報告第70号 区域外就学について

第 8 報告第71号 指定校変更について

- ・ 協議事項

第 9 特別な支援を必要とする児童生徒の就学先について

第10 職員の人事について

- ・ 審議事項

第11 議案第13号 美里町学校運営協議会規則について

第12 議案第14号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則について

第13 議案第15号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

第14 議案第16号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

第15 議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針の改正について

第16 議案第18号 美里中学校学校運営協議会委員委嘱（案）について

第17 議案第19号 学校医の委嘱について

第18 議案第20号 学校歯科医の委嘱について

第19 議案第21号 学校薬剤師の委嘱について

- ・ その他

行事予定等について

令和7年4月教育委員会定例会の開催日について

午後2時15分 開会

○教育長職務代理者（留守広行） 大変皆様お待たせをいたしました。

本日、大友教育長から体調不良のため欠席するとの連絡がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理である私、留守広行が教育長の代理を務めさせていただきます。座って進めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和7年3月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は委員4名でありますので、会議は成立しております。

説明員といたしまして、事務局長、教育総務課長、大久保室長、子ども家庭課長が、また一部事項において担当の職員が出席いたしますのでよろしく願いいたします。

会議を行います。

令和7年2月教育委員会臨時会及び定例会の議事録承認について、委員の皆様にはお目通しいただいているかと思いますが、変更点、加筆の必要等があればお申出いただきたいと思いますが、なければご承認いただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。ご異議ないということで、承認されたいたします。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、日程のほうに入らせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名することとなっております。それでは、3番大森委員、そして4番佐々木委員をお願いいたします。

報告事項

日程 第 2 教育長報告

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、報告事項に入らせていただきます。

日程第2、教育長の報告を行います。

教育長報告につきましては、事前に資料をお配りしております。内容をご確認いただいていると思いますので、その資料をもって報告とさせていただきます。

日程 第 3 報告第66号 第3期美里町子ども・子育て支援事業計画について

○教育長職務代理者（留守広行） 次に、日程第3、報告第66号 第3期美里町子ども・子育て支援事業計画について、子ども家庭課からご報告をお願いいたします。

○子ども家庭課長（齋藤 眞） それでは、ただいまご紹介にあずかりました子ども家庭課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第66号 第3期美里町子ども・子育て支援事業計画についてご報告申し上げます。

こちらにつきましては、昨年度来から教育委員会にて協議を行っていただきまして、1月20日から2月18日までパブリックコメントを実施させていただきました。その中で意見等はございませんで、こちらをもちまして第3期美里町子ども・子育て支援事業計画について決定したところでございます。

こちらにつきましては、担当でございます子ども家庭課子育て支援係長の伊藤からご報告させていただきます。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭） 子ども家庭課伊藤です。本日はお時間をいただきありがとうございます。

先日策定いたしました第3期美里町子ども・子育て支援事業計画についてご報告させていただきます。

大まかにつきましては、先ほど子ども家庭課長からお話しさせていただいたとおりでございます。令和6年11月28日の定例会及び12月26日の美里町総合教育会議において、皆様にご協議いただきました内容につきましては、令和7年1月20日から2月18日までの30日間パブリックコメントを実施いたしました結果といたしまして意見はゼロ件でございました。その後、3月17日に開催しました美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を経て、同日町長へ答申をしております。それをもちまして、計画の策定といたしました。

今後につきましては、本計画を基に政策を進めつつ、実績値や制度改正等によりまして計画策定等委員会を随時開催いたしまして微調整を行ってまいります。計画策定にご協力いただきましてありがとうございました。

また、計画内でも触れております美里町子育てガイドブックが完成いたしましたので、皆様にお配りさせていただきます。こちらにつきましては、令和7年4月に町内の小学校に通う3年生までの児童と、幼稚園、保育施設に通うお子さんへ配布するほか、役場庁舎ですとか、美里児童館、子育て支援センターなどで配布いたします。出生者や、転入者へはそれぞれの窓口で配布する予定でございます。また、電子書籍版もございますので、町のホームページや広報みさと、美里町公式LINE等で周知を図ってまいります。

なお、本誌につきましては、2年に一度程度の更新を予定しておりますので、今回盛り込めなかった内容ですとか、制度改正したものにつきましては、次回更新の際に調整いたします。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○教育長職務代理者（留守広行） どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何かご質問等ございましたらどうぞお願いいたします。ないでしょうか。

ただいまの報告に対してなければ次に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程 第 4 報告第67号 令和6年度美里町議会3月会議について

○教育長職務代理者（留守広行） それでは次に入ります。

日程第4、報告第67号 令和6年度美里町議会3月会議について報告を求めたいと思います。それでは、課長さん、お願いします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） それでは、令和6年度美里町議会3月会議につきましてご報告申し上げます。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

議会3月会議につきましては、こちらの予定表のとおり3月4日火曜日から3月19日水曜日までの16日間で開催されました。

資料の3ページをご覧ください。

一般質問につきましては、5人の議員から通告がありまして、教育委員会関連の質問につきましては、質問中1番の伊藤牧世議員におきましては、1、子育て支援について、2、スクールバス事業について、3、スポーツ推進について、5、学校教育についてでございました。

質問順2番の赤坂議員におきましては、2、新中学校についてでございました。

資料4ページ以降をご覧いただきたいと思います。

こちらは教育委員会に関する各議員からの一般質問及び答弁の要旨をまとめたものでございます。こちらについては事前にお配りしておりますので、ご覧いただいたということで、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案につきましてご説明いたします。議案につきましては、2月の教育委員会臨時会及び定例会において、そして追加議案につきましては委員の皆様のご自宅にお届けさせていただいたところでございます。

議会3月会議における教育委員会関連の議案としては、説明済みではございますが、議案第63号 美里町体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）、議案第81号 令和7年度美里町一般会計予算でございました。また、追加議案といたしましては、議案第89号といたしまして令和7年度美里町一般会計補正予算（第1号）ということで追加をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては臨時会を開催する時間が日程的に厳しい状況でありましたことから、委員の皆様にも事前にご説明をして、承諾をいただいたところでございます。こちらの追加議案も含めまして、議会3月会議に提案いたしました全議案につきましては原案のとおり可決いただきましたので、ご報告させていただきます。

以上で、令和6年度3月会議の報告とさせていただきますが、追加議案の補正予算で計上いたしました美里中学校通学環境調査検討事業及び鉄道通学可能性調査協力金の概要につきまして、鎌田係長から追加で説明をさせていただきたいと思います。

○教育長職務代理人（留守広行） 鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 追加議案についてだったんですが、こちらについてはその他部分でご説明を再度させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ただいまの報告について何かご質問等々ございましたらどうぞお願いいたします。なければ次に進みたいと思います。

日程 第 5 報告第 6 8 号 学力向上事業について

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、日程第 5、報告第 6 8 号 学力向上事業についてのご説明をお願いいたします。

○教育総務課主幹（高橋貴子） 報告第 6 8 号 学力向上事業について報告いたします。

来年度、教育委員会と子ども家庭課が主体となり、架け橋プログラム拠点地域における実践研究に取り組むことになりました。美里町ではまだ幼保小協働による架け橋期のカリキュラムを作成しておりませんので、幼稚園、保育所、学校独自でカリキュラムを作成しています。また 3 中学校区ごと幼保小連絡会議や、小学生の園児の交流会を実施していますが、研修や交流の内容を見直し、幼保小の教育内容をお互いが理解することで、幼稚園、保育所から小学校へより円滑な接続となるよう取り組んでいきたいと考えております。年に数回、県の担当者、幼児教育アドバイザーの派遣を依頼しまして、カリキュラム作成のアドバイスをお願いしたり、町職員の研修において講話を依頼したりする予定です。幼保小それぞれの代表者からなる幼保小連携推進委員会を立ち上げ、3 ページにあります内容の計画で進めていきたいと考えております。

次に、ホチキスでとじられている別紙資料、令和 7 年度美里町の学校教育の方針と重点をご覧ください。

3 ページ以降の資料が、各校から提出されました学校の特色ある教育施策と評価になりました。それらを受け、2 ページの令和 6 年度の方針と重点から変更した部分が 1 ページの赤字部分になります。

1、学校教育活動全体を通じた「みやぎの志教育」の推進については、(1) に、目指す子供の姿の具体を設定し、各教科において児童生徒主体の活動を展開する中で、その育成が図られるようにするという内容を加えました。

2、開かれた学校づくりと家庭・地域と協働した教育活動の推進については、(1) に、保護者や地域住民に対し積極的に学校教育活動を公開すること。(2) 学校からの情報を発信するという内容を加えました。

3、自他を尊重しともに支え合い、感性豊かに、たくましく柔軟に生きる子供の育成につきましては、(2) の環境問題と人権問題の順序を入れ替えています。

4、生活改善や運動に自ら取り組み、心身の健康保持増進に努める子供の育成、につきましては、食育の充実を図ることの必要性から、(2)に栄養教諭(栄養士)、食育の文言を加えております。

5、探究心を持ち、課題解決に向けて協働しながら学び合い、追究する子供の育成につきましては、(1)で子供の学びを支援する5つの提言と、美里町授業づくりスタンダードの両方を踏まえた上で、自立した学習者の育成を目指すことをより強調いたしました。(2)では、来年度取り組みます、先ほどお話しいたしました幼保小架け橋期のカリキュラム作成についても加えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者(留守広行) ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程第6から日程第10までに関しては、報告の内容に個人情報等がございますので、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者(留守広行) よろしいということで、それでは秘密会といたしますので、事務局のほうで準備をお願いいたします。

【秘密会】

○教育長職務代理者(留守広行) それでは、ここで秘密会を解きたいと思います。あわせて、ここで休憩を取らせていただきます。10分間。再開は2時55分。それでは休憩。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○教育長職務代理者(留守広行) 再開させていただきます。

審議事項

日程 第11 議案第13号 美里町学校運営協議会規則について

○教育長職務代理人（留守広行） これより審議事項に入りたいと思います。

日程第11、議案第13号 美里町学校運営協議会規則についてを議題といたします。それでは、説明願います。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 議案第13号 美里町学校運営協議会規則についてご説明します。

こちらは美里中学校に学校運営協議会を設置するに当たり必要な事項を規則で定めるものがございます。

内容につきましては、2月の定例会でもお示ししたとおりでございまして、その後、総務課の法令担当と協議をしまして、若干の字句の修正など行っておりますが、大きく方向性など変えているところはありません。施行期日については、令和7年4月1日から施行するという事で規定してございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないと認めます。それでは質疑を終結させていただきます。

討論に入りたいと思います。討論ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 討論ないと認めます。

それでは、これより直ちに採決に入らせていただきます。議案第13号 美里町学校運営協議会規則について、本案を原案どおり承認したいと思います。賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） 挙手全員でございます。ありがとうございます。

それでは、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

次に進みたいと思います。

日程 第 1 2 議案第 1 4 号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第 1 2、議案第 1 4 号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則についてを議題といたします。それでは、説明願います。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 議案第 1 4 号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則についてでございます。

美里中学校開校に伴い関係する規則 4 本の改正を一括して行うものであります。

第 1 条の教育委員会規則の組織改正については、先月もご説明したとおりなんですが、学校教育環境整備室を廃止して、地域学校連携室を設置するというのが主な改正内容になります。そのほか、組織規則の分掌事務につきまして、現状の実態に合わせて事務分掌の整理を行っているところでございます。第 2 条は処務規則に規定する文書番号の改正、第 3 条は学区の改正など、美里中学校の開校に伴い、必然的に改正が必要となるものなどを改正しております。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないようですので、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 討論ないようでございますので、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第 1 4 号 美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則について、本案を原案どおり承認したいと思いますが、賛成の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。挙手全員でございます。

本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

次に進みたいと思います。

日程 第 1 3 議案第 1 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第 1 3、議案第 1 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明願います。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 議案第 1 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらは、美里町学校給食費に関する条例の改正に伴いまして、学校給食の 1 食当たりの単価を改正するのが主な改正でございます。

別表の第 5 条関係の部分をご覧ください。幼稚園、小学校、中学校それぞれ単価を 6 0 円ずつ引き上げる改正を行ってございます。

なお、この引上げにつきましては、保護者から徴収する分については当面の間は従前のおりとするというような特例措置の規定を設けてございます。こちらも、2 月にお示しした内容から大きな変更はございません。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ありますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 討論ないようですので、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第 1 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおりとしたいと思いますので、賛成の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） 挙手全員なので、原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。（「すみません」の声あり）課長さん、どうぞ。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） ただいまの議案の関連で、資料をお配りし説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○教育長職務代理人（留守広行） 今、課長さんからの申し出がありました、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） お願いいたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） それでは、ただいま可決いただきました改正後の規則に基づき、計画しております年間の給食提供回数により算出いたしました令和7年度の学校給食費の額に関する資料をお配りさせていただきました。

校種、学年等により給食の提供回数は異なっております。また、括弧書きになっております保護者負担額につきましては、改正後の規則の附則において定めております給食費の額の特例によりまして、保護者の負担額については据置きとなっているものでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） この件については、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、次に進みたいと思います。

日程 第14 議案第16号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第14、議案第16号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明願います。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 議案第16号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらは、JETプログラムにより採用しているALTの報酬の額を改正するものでございます。自治体国際化協会の通知に基づきまして、任用年数に応じて3万円から5万円程度、月額で増となっております。

それから、2月にお示した（案）になかった内容なんですが、第6条第3項の改正です。「禁錮」以上の刑というのが「拘禁刑」以上の刑と改正されてございます。こちらは、刑法の改正に伴うという引用条項の改正になります。この刑法の改正の施行期日が令和7年6月1日

となつてございまして、附則のほうでもこの部分だけ6月に施行するように規定しております。
以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないので、終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 討論ないので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。議案第16号 美里町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり承認したいと思いますので、賛成の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。挙手全員なので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

次に入りたいと思います。

日程 第15 議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針の改正について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第15、議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針の改正についてを議題といたします。説明願います。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針の改正についてでございます。

美里町立中学校の部活動の方針については、平成31年3月に策定したところでございますが、このたびスポーツ庁そして宮城県教育委員会が定めます部活動と地域クラブ活動のガイドラインが策定されております。この内容に基づきまして、従前の町の方針を国、県の内容に準じて改正するものでございます。

内容につきましては、2月の定例会でも説明したとおりでございまして、この内容でもって学校にも照会をし、何か意見があればということでお話ししているところなんです、特段直

すところもないというところで、2月の案のまま上げているところがございます。

基本的には、県のガイドラインの内容に沿ったもので、町の方針にしたときに合わない部分を修正しております。町で独自に定めた内容は、6ページの3の適切な休養日及び活動時間の基準の部分です。①の休日の部活動についてという部分を町のほうで独自に盛り込んでおります。部活動は原則として平日のみ実施するものとし、土曜日、日曜日及び祝日は実施しないものとする。ただし、ハイシーズン、主要な大会等の開催日前1か月程度は休日も部活動を実施できるものとするということで、令和7年4月から美里中で実施する部活動の基準をこのように定めております。県が定める内容によれば、令和10年度から休日の活動はしないという方向性が示されておりますが、美里町は美里中学校の開校に合わせて、先んじてこの取組を実施するというところで、この内容を盛り込んでいるところがございます。

そのほか、部活動の地域移行の部分にも、部活動の地域連携や教職員の働き方改革の観点も含めた方針の内容になってございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないようでございますので、終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 討論ないようなので、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入ります。議案第17号 美里町立中学校の部活動の方針の改正について、本案を原案のとおり承認したいと思います。賛成の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） 挙手全員でございます。ありがとうございます。本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

それでは、次に入りたいと思います。

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第16、議案第18号 美里中学校学校運営協議会委員委嘱（案）についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○教育総務課社会教育係長（阿部毅） 議案第18号、美里町立美里中学校学校運営協議会委員の委嘱についてでございます。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（学校運営協議会制度）の規定及び美里町学校運営協議会規則により、下記の皆さんを委嘱したいので提案をさせていただきます。

なお、本日資料の差し替えをお願いいたしました。事前の告知でお示しした名簿の方々に変更はございませんけれども、該当する選任基準、学校運営協議会規則の第8条の2の部分の該当の部分のもう一度再確認をしたり、それから順番をつけたりということで、名簿を差し替えさせていただいております。挙げました20名の委員の委嘱についてご検討をお願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。質疑ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑を終結させていただきます。

人事案件なので討論は省略させていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第18号 美里中学校学校運営協議会委員委嘱（案）について、本案を原案のとおり承認したいと思います。賛成の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

次に進みます。

日程 第17 議案第19号 学校医の委嘱について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第17、議案第19号 学校医の委嘱についてを議題といたします。説明願います。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 議案第19号 学校医の委嘱について、議案

の説明及び提案理由のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、学校保健安全法第23条第1項及び同条第3項の規定による委嘱でございます。

任期につきましては、従前のおり1年間の委嘱期間を予定しております。令和7年4月1日から1年間ということでございます。

想定しております各医師につきましては、こちら、議案書表中のおりでございます。中学校の統合に伴う変更がありますが、美里中学校については南郷病院の菅原院長にお願いをしており、各医師の方のご了承もいただいているというところでございます。

提案理由については、学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和6年に引き続き令和7年度においても学校医を委嘱するものでございます。何とぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。岡委員さん。

○委員（岡 文） 質問です。神宮先生は耳鼻科、鳴海先生は眼科ということでよろしいでしょうか。

○教育長職務代理人（留守広行） 鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 神宮先生は耳鼻科になります。鳴海先生は眼科になります。

○教育長職務代理人（留守広行） よろしいでしょうか。ほか、ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、質疑を終結させていただきます。

討論は省略させていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第19号 学校医の委嘱について、本案を原案のおり承認したいと思いますが、賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） 挙手全員でございます。ありがとうございます。本案は原案のおり可決いたしました。ありがとうございます。

次に進みます。

日程 第18 議案第20号 学校歯科医の委嘱について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第18、議案第20号 学校歯科医の委嘱についてを議題といたします。説明願います。鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 議案第20号 学校歯科医の委嘱について、議案の説明及び提案理由のご説明をさせていただきます。

本議案について、学校保健安全法第23条第2項及び同条第3項の規定により委嘱をするものでございます。

中学校の統合に伴う変更があり、美里中学校についてはあっぷる歯科ユアクリニックの須藤院長にお願いをし、各医師の方のご了承もいただいているというところでございます。

提案理由を申し上げます。学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和6年度に引き続き令和7年度においても学校歯科医を委嘱するものでございます。何とぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。岡委員さん。

○委員（岡 文） 初めてなのですみません。木村先生については、経歴が所属なしとあるのですけれども、これはちょっと説明いただきたいと思います。ほかの先生方は皆、病院名が書いてあるのですけれども。（「ちょっと休憩をいただいても」の声あり）

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時5分

○教育長職務代理者（留守広行） 再開いたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） 木村俊春医師につきましては、以前開業医、個人で開業していたんですが、現在はそちらの歯科は閉じておりますけれども、学校のほうについては引き続き、当時から現在まで続けていただいているところでございます。

○委員（岡 文） 今は診療していないということですか。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） 開業はしていないと。

○委員（岡 文） どこかに務めているわけでもなく。（「ないです」の声あり）承知いたしました。

○教育長職務代理者（留守広行） 今の答えでよろしいでしょうか。引き続き、質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないようですので、質疑を終結させていただきます。

討論は省略させていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第20号 学校歯科医の委嘱について、本案を原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理者（留守広行） 挙手全員でございます。ありがとうございます。本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

それでは次に進みます。

日程 第19 議案第21号 学校歯科医の委嘱について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第19、議案第21号 学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。説明願います。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 議案第21号 学校薬剤師の委嘱について、議案の説明及び提案理由のご説明をさせていただきます。

本議案について、学校保健安全法第23条第2項及び同条第3項の規定による委嘱でございます。

任期におきましては、従前のおおりの1年間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを想定しております。

想定している薬剤師については、表中のとおりでございます。なお、薬剤師会からの推薦に基づき、不動堂小学校及び美里中学校でえがお薬局の石田薬剤師にお願いする方向で考えております。それ以外の薬剤師については従前のおおりのとおりとなっております。

提案理由については、学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和6年度に引き続き令和7年度においても学校薬剤師を委嘱するものでございます。

以上が提案理由でございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 質疑ないようなので、質疑を終結したいと思います。

それでは討論は省略させていただきます。

採決に入ります。議案第21号 学校薬剤師の委嘱について、本案を原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○教育長職務代理人（留守広行） 挙手全員でございます。ありがとうございます。本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。

これで審議事項は終了でございます。

その他

○教育長職務代理人（留守広行） その他に入りたいと思います。

行事予定等、お配りしております。ご覧いただければと思います。

令和7年4月教育委員会定例会の開催日について、事務局からの説明をお願いいたします。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 令和7年度の教育委員会定例会につきましては、カラー刷りの資料を1枚示させていただいております。基本的には、今年度と同様に毎月最終木曜日を設定させていただいておりますが、月末最終日になる場合は、前の週ということで1週間早めでの開催スケジュールということで組ませていただいております。この内容にてお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、4月については4月24日となっておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） 場所と時間は。鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 場所につきましては、なるべくこの会場を
変わらず取りたいと思いますが、農業委員会の会議とかぶるような場合は庁議室のほうにさせ
ていただく場合もございますので、その辺ちょっと確認次第ご連絡させていただきたいと思
います。開始時間につきましては、今まで同様1時半からということをお願いしたいと思
います。
以上です。

○教育長職務代理人（留守広行） 日程につきましては、4月24日午後1時30分からとい
うことで、場所については南郷庁舎に変わらないという予定でございます。そのことで、皆
さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。その他でございます。鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 私のほうからその他の部分で、本日お配
りしている資料2枚ございますので、そちらの内容についてご説明させていただきたいと思
います。
本日、資料として配付させていただいております、実施計画書及び協力金交付要綱（案）を
配付いただいております。こちらにつきましてご説明させていただきます。

令和7年3月議会の追加議案で、美里中学校通学環境調査・検討事項について上程し、承認
いただいております。

こちらの内容は、美里中学校における通学方法として、徒歩、自転車、スクールバス、そし
て鉄道を設定しております。今回、町内1校の中学校となりましたので、通学範囲が広範囲に
わたり、多様な通学状況が想定される中で生徒の実情等を踏まえ、通学環境の最適化に向
けた調査を実施してまいりたいと考えております。それぞれの通学方法について、生徒、保
護者を対象にアンケート調査を実施しながら、生徒の安全性、利便性をスクールバスの運
行効率化、支援水準の適正化について改善してまいりたいと考えております。

なお、鉄道通学につきましては、試行的な取組といたしまして、令和7年度について調査に
協力いただける鉄道通学希望者に対し、定期券購入額の全額を交付することで調査協力
いただきたいと思いますと考えております。こちらの令和7年度の利用者への調査結果を踏
まえて、翌令和8年度以降の鉄道通学の可能性について判断してまいりたいと考えてお
ります。

参考までに、交付要綱（案）をお配りしておりますが、こちらにつきましては今後、総
務課文書法令係と調整してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理人（留守広行） 今、鎌田さんからご説明あった件について、何か
質問等ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。ないようですので、そのとお
りということで、

お願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。ちょっと私からよろしいでしょうか。

来月予定されている宣誓式と、中学校の開校式等、我々の対応はどういうふうになりますでしょうか。鎌田さん。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 開校式につきましては、ご案内を準備させていただいておりますので、来週中にはご案内をさしあげたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○教育長職務代理者（留守広行） 課長さん。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤 寿） 宣誓式につきましても、
例年同様開催させていただきたいと思います。各委員の出席をお願いしたいと思います。

日程につきましては、4月2日、時間は13時30分から開催させていただく予定でございますのでよろしくお願
いしたいと思います。

○教育長職務代理者（留守広行） 宣誓式と開校式についてはご案内があるということですので、
ご対応をお願いいたします。

ほかにごございませんでしょうか。閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

ご質問、その他等がないようなので、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和7年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変、すみませんでした、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年5月29日

署名委員

署名委員
